

令和4年9月2日
四国地方整備局

建設業者に対する監督処分について

国土交通省四国地方整備局長は、下記のとおり建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

| 商号 | 代表者 | 所在地 | 許可番号 |
|------------|------|--------|---------------------------|
| タチバナ工業株式会社 | 林 和彦 | 香川県高松市 | 国土交通大臣許可 (特一3)第000250号 |

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 期間

令和4年9月17日から令和5年1月14日までの120日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

(注1)「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

(注2)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

3. 処分理由

タチバナ工業株式会社の社員(当時取締役)は、令和3年11月9日に香川県土庄町が入札を執行した架橋工事1件の競争入札に関し、高松市の建設会社の実質的経営者を介し、当時同町の町長であった者から秘密事項である最低制限価格の情報提供を受け、その情報を元に同社を代表者とする特定建設工事共同企業体が落札した。

これにより同社社員は、刑法第60条及び第96条の6第1項に該当し、令和4年6月1日に懲役1年6ヶ月(執行猶予3年)の判決を受け、その刑が確定した。

このことが、法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部
計画・建設産業課 課長 下村 健 (内線6121)
◎課長補佐 箸方 紀彦 (内線6144)
電話(087)811-8314
◎主たる問い合わせ先